

事業の目的	指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者等が、要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。	
運営方針	<p>(短期入所生活介護)</p> <p>指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。</p> <p>(介護予防短期入所生活介護)</p> <p>事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p> <p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 	
従業者の勤務体制	管理者1名、次長1名、事務長1名、事務長補佐1名、生活相談員1名以上、事務職員2名以上、医師1名以上、看護職員3名以上、機能訓練指導員1名以上、介護職員8名以上、管理栄養士1名以上、調理員5名以上、管理宿直員2名以上	
入所定員	特養 30名	短期入所利用定員数 25名
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用場所 特別養護老人ホーム時津荘および短期入所生活介護施設 入退所時間 (入所時間) ご利用開始日の8時30分から17時30分まで (退所時間) ご利用終了日の8時30分から17時30分まで ※ただし、家族の送迎の場合は、この限りではありません 利用可能設備等 居室 定員 1名、2名、4名、の各居室になります。 食堂、機能訓練室、診察室、談話室、浴室(普通・特殊)等 介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 食事介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、施設内の移動の付添、体位変換、シーツ交換 等 ※当施設では、紙おむつを使用しております。(無料) 持参されてもかまいません。 入浴 入浴は個浴については毎日、特浴は月、木になっています。 食事 朝食 8:00、昼食 12:00、夕食 17:30 個別機能訓練 訓練室にて機能訓練を行います。 健康管理 短期入所生活介護の期間中、必要時に応じ健康チェックを行います。 生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。 療養食提供 疾病治療として医師の発行する食事箋に基づき、入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容を有する療養食の提供を行います。 レクリエーション 当施設では、14時40分から15時40分までレクリエーションの時間を設けております。クラブ活動、ドライブ等にも参加できます。 送迎 当施設では、送迎を実施しております。 	
利用料	〔法定代理受領分〕 介護報酬の告示上の額の1割または2割か3割(介護保険負担割合証 記載割合)	
	〔法定代理受領分以外〕 介護報酬の告示上の額	
その他の費用	<p>① 食事の提供に要する費用(食費)(負担限度額認定を受けている方は、認定証の記載額) (1食あたり) 朝食 445円 昼食 500円 夕食 500円</p> <p>② 居室に要する費用(滞在費=光熱水道費等)(1日あたり、ただし負担限度額認定を受けている方は、認定証の記載額) ・多床室 915円 ・従来型個室 1,231円</p> <p>③ 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用 ・・・利用に要した費用の実費</p> <p>④ レクリエーション、クラブ活動等の材料費・・・実費 ⑤ 特別な食事の提供に要する費用・・・実費 ⑥ 理美容・・・実費</p>	
通常の送迎の実施地域	時津町、長与町、長崎市の北部地区(琴海、西北、岩屋、滑石、横尾、西浦上)	
その他	〔協力病院等〕 長与病院・長崎百合野病院・おくむら歯科医院・はつみ歯科医院・ひがし歯科医院	第三者評価受審の有無・・・無
利用にあたっての留意事項	<p>利用者は、短期入所生活介護の提供を受ける際に下記の事項をお守り下さい。</p> <p>①面会は20時まで。 ②飲食物の持込みは必ず職員へ相談下さい。③飲酒、喫煙はご遠慮願います。④宗教、政治活動の勧誘禁止。⑤ペットの持込み禁止。 ⑥その他管理者が定めたこと。</p>	
緊急時等における対応	①従業者は、利用者の病状に急変その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、利用者の家族及び管理者に報告します。②事業所は事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。③事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとします。④利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。	
非常災害対策	当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な防災訓練を実施いたします。防災訓練とは別に自然災害を想定した自然災害避難訓練も年1回実施いたします。事業所の火災通報装置は煙感知器により作動し、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されています。	
虐待防止に関する事項	<p>事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。</p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。②その結果について従業者に周知徹底を図る。③虐待防止のための指針の整備。④虐待を防止するための定期的な研修の実施。⑤措置を適切に実施するための担当者の選任。⑥事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを時津町に通報するものとします。</p>	
身体拘束	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。	
苦情対応	利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。	